

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本タングステン株式会社			コード	6998
提出日	2025/6/12	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	成清 好寛	社外取締役	○									○				新任	有
2	仲 宏敏	社外取締役	○									△				新任	有
3	久留 和夫	社外取締役	○									△					有
4	小田 昌彦	社外取締役	○												○		有
5	杉原 知佳	社外取締役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は、九州電力株式会社の常務執行役員に就任しております。当社は、太陽光発電事業を行っており、九州電力株式会社に売電しておりますが、年間売上高に占める割合は、0.5%未満と軽微であります。	同氏は、現在、九州電力株式会社の執行役員として、経営企画や内部監査に関する業務等を担当しております。また、これまで、経営企画の他、広報や原価企画等の業務に携わっており、経営戦略・事業計画の策定等において豊富な経験と高い見識を有しております。選任にあたっては、これまでのご経験に基づき、当社のガバナンス及び事業運営での経営判断等において、適宜ご意見と助言をいただけることから選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。
2	同氏は、2020年6月の退任までＴＯＴＯ株式会社の監査役などの要職に就いておりました。当社はＴＯＴＯ株式会社に主に電極製品を販売しておりますが、直近３事業年度における年間総売上高に占める販売額の割合は、１％未満と軽微であり、資本関係もありません。	同氏は、ＴＯＴＯ株式会社において要職を担った経験があり、グローバル企業における購買・物流や事業面及び監査役のご経験により、豊富な経験や見識を有しております。選任においては、当社の事業成長に向けた施策や投資及び大局的な視点での経営判断等において、適宜ご意見と助言をいただけることから選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。
3	同氏は、2014年6月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツにおいてパートナーを務めておりました。また、2005年度から2010年度まで当社の会計監査業務に業務執行社員として従事しておりましたが、以降当社の会計監査業務には関わっておりません。	同氏は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、専門的な見地から当社の経理財務面についての確かな監査意見をいただけることを期待し、選任しております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、過去にOCHIホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員を務められるなど、社外取締役としての経験も豊富であることから、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。
4		同氏は、株式会社安川電機において要職を担った経験があり、海外での業務経験、技術及び監査役としての豊富な経験や見識を有しております。2019年からは当社監査等委員に就任し、特に国内外の事業戦略や経営企画さらには技術面において客観的な立場から意見を述べるとともに、監査等を行っており、上記の役割に期待し選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。
5		同氏は、弁護士として企業法務をはじめ法務全般に関する業務経験が豊富であり、法令への高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけることを期待し、選任しております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、過去に株式会社シニアスクムの社外取締役や、2022年からは九州電力株式会社の社外取締役監査等委員を歴任されるなど、社外取締役としての経験も豊富であることから、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し、指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。